五霞町放課後児童クラブ
「ごかっ子クラブ」募集要項(入会のしおり)

五　霞　町

問い合わせ先　五霞町健康福祉課 こども未来グループ

☎ 0280−84−0006

はじめに

✿このしおりは、放課後児童クラブの入会手続き、利用方法、保護者負担金について記載しています。申込みの前によくお読みいただき、その後も保管してください。
✿放課後児童クラブへの入会は、ご家庭で十分に相談した上で申込みをお願いいたします。
✿事実と異なった内容の申込みをされた場合は、入会取消しとなりますのでご了承ください。
✿五霞町放課後児童クラブ「ごかっ子クラブ」は定員が８０名（予定）です。定員を超える入会希望があった場合は、低学年優先など審査を行い入会が決定されます。入会できない場合には待機扱いとなります。

①名　称　　五霞町放課後児童クラブ「ごかっ子クラブ」
②実施場所　　五霞小学校低学年棟２階２教室
③所在地　　五霞町元栗橋１０７２番地
④定　員　　８０名(予定)

１.放課後児童クラブとは

児童クラブは、保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学生（1～6 年生）に、授業終了後に適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図るところです。

【入会の対象となる児童】

次の①～③に該当する児童が対象となります。
①五霞小学校に就学している児童
②別表に掲げる１～７のいずれかの事由により、学校の放課後、土曜日及び長期休みなど、保護者等の保育を受けることができない児童
③本募集要項(入会のしおり)記載事項を順守できること

別　表

事　由	内　　容
1．就労	月６４時間以上の就労かつ就労が終了する時刻が１５時３０分を超えていること又は児童の下校時刻から児童クラブ閉所時刻(１９時)までの間に１時間以上就労していること
2．妊娠・出産	出産予定日の前８週間に当たる日の属する月の初日から出産予定日の後８週間に当たる日の属する月の末日まで ※育児休暇期間中は児童クラブを利用できません。 産後休暇期間終了後も継続して入会を希望する場合は、「保育に当たれないことの証明書」を児童クラブに提出する必要があります。
3．疾病・負傷・障がい	病気、負傷、障がい等により、長期にわたり通院または入院していること
4．親族の介護・看護	長期入院等、常時親族の介護・看護していること
5．災害復旧	震災・風水害・火災等の復旧にあたっていること
6．就学	就労を目的とした職業訓練・専門学校等に通学していること
7．その他	上記に類する状態として町長が認める場合

求職活動中の場合

✤求職を理由に申し込みをすることが可能です。

　但し、利用期間は入会日より９０日間限定で、定員に空きがある場合のみになります。

なお、児童クラブには受入可能人数に限りがあるため、児童の学年や保護者の就労状況等を総合的に判断し審査します。あらかじめご了承ください。

【開設日及び時間】

開 設 日	開設時間	備　　考
平　　日 （月曜日から金曜日まで）	授業終了後から１９時まで	
学校休業日	７時３０分から１９時まで	夏休み、冬休み、春休み、創立記念日、県民の日及び学校行事振替日等
土　曜　日	７時３０分から１９時まで	事前の申込みがある場合のみ開所します

※開設時間外（延長預かり）の預かりは実施しておりません。ご了解願います。

【おやつ及び昼食】

①おやつ・・・保護者よりおやつ代を負担していただき児童クラブで提供いたします。
但し、アレルギー等がある場合は相談して下さい。

②お弁当・・・午前授業など学校給食がない日や学校休業日等は必要となります。
町ではお弁当の注文は行いませんので保護者等でご用意願います。

【閉　所　日】

①日曜日、国民の祝日、年末年始（１２月２９日～１月４日まで）

②学校閉鎖による休校日

✤自然災害(台風や雪)などにより閉所になる場合があります。

(例)五霞町に警報又は特別警報が発表されている場合

(例)児童引渡し(訓練含む)に該当する事象が発生した場合

✤感染症（インフルエンザ等）により閉所になる場合があります。

※上記に該当するような状況で閉所となる場合は五霞町ホームページ等でお知らせしますので各自ご確認ください。

【保護者負担金】

児童クラブを利用していただくにあたり保護者負担金として以下の項目について負担していただきます。

①保護者負担金

該当月	金 額	備　　考
月額(８月以外)	6,000 円	きょうだいで入会する場合はそれぞれご負担いただきます。
８月	11,000 円	

※五霞町放課後児童クラブ条例施行規則第 15 条第２項第１号又は第２号に該当する児童の保護者は保護者負担金の減免対象となりますので健康福祉課まで問合せください。

■支払方法

納付書を発行しますので当該月末までに翌月分を納付してください。

■注意事項

保護者負担金は出席の有無にかかわらず全額ご負担いただきます。日割り算定は行っておりませんので１日だけの利用でも１ケ月分をご負担いいただきます。なお、引き続き、２週間以上欠席の場合は、休会又は退会の届けが必用となりますので健康福祉課までご連絡ください。

※休会又は退会の届出がない場合は、負担金が発生しますので、必ず健康福祉課までご連絡ください。

②保険料

入会決定後お知らせします。

■支払方法

入会決定後、児童クラブへ直接納付していただくことになります。

保険に加入されない場合は児童クラブを利用できません。必ず利用前に保険料のお支払いをお願いします。

③おやつ代

児童１人につき　月額 2,000 円

■支払方法

入会決定後、児童クラブへ直接納付していただくことになります。但し、児童クラブで用意するおやつがアレルギー等により希望しない場合は児童クラブまでご相談ください。

2. 入会について

年度途中から入会を希望

育児休業からの仕事復帰・就労等、年度途中からの入会を希望される方は、利用予定の１カ月前を目安にお申し込みください。

長期休業日（春休み・夏休み・冬休み）のみ希望

但し、定員に空きがある場合のみとなります。

詳しくは広報ごか、五霞町ホームページでお知らせします。なお、令和７年４月１日から学校開始日の春休み期間中のみ預け入れを希望される方は１／10から１／24までに入会申請を行ってください。

【必要書類】

① 五霞町放課後児童クラブ入所申込書 ・・・児童 １ 人につき １ 部

② 児童クラブ入所に関する同意書兼誓約書

③ 就労証明書 または 保育を必要とする事由の証明書（就労以外）

父母それぞれの就労証明が必要となりますのでご注意ください。

自営業や農業、親族等が営んでいる事業所に勤務している方は、確定申告書の写しや給与支払いのわかるもの等を添付してください。

※６５歳未満の祖父母が同一住所に住居している場合は、祖父母の就労証明書等も必要となります。

※保育を必要とする事由の証明書（就労以外）は該当する事由によって添付書類が変わります。

事　由	必 要 書 類
1. 妊娠・出産	母子手帳の写し（出産予定日記載のページ）
2. 疾病・負傷・障がい	診断書、障害者手帳の写し、その他病状が分かる書類
3. 親族の介護・看護	診断書、介護保険認定証の写し
4. 災害復旧	り災証明書の写し
5. 求職活動	ハローワークに登録している場合は登録証の写し
6. 就　　学	在学証明書もしくは学生証の写し、就学時間の分かるもの（時間割等）

【書類記入時の注意事項】
✤記入は、鉛筆・消せるボールペン以外でお願いします。
✤就労証明書は、勤務先で記入してもらってください。
（自営業以外で本人が記入したものは不可）
✤年度当初から希望の方は、令和 7 年 4 月 1 日現在の状況を記入いただき、年度途中の申し込みの場合は、その時点での状況を記入してください。

【申し込みから入会までのスケジュール】

	年度途中入会の場合
申し込み期間	入会を希望する前月１５日まで
決定時期	入会を希望する前月下旬
通知方法	郵送にて通知（決定者のみ）
入会の説明	不明な点等ございましたら、役場までお問い合わせください。

※入会は原則各月の１日付で行います。（月途中での入会をご希望の際はご相談ください）

※年度途中のお申し込みは随時行っていますが、定員を超過している場合は、待機扱いとなることがあります。

【申込内容に変更があったとき】
次のような場合は、申請中・入会中を問わず、必ず健康福祉課に届け出てください。
✤居住地が変わるとき　・・・転出・転居、１ケ月以上の出国、帰国
✤世帯状況が変わったとき　・・・家族の死亡、保護者の結婚・離婚、祖父母等の同居など
✤就労状況が変わったとき　・・・転職・転勤、就労形態の変更など
✤家庭で見ることが可能になったとき・・・退職、病気全快、育児休業取得、その他
✤入会期間の変更を希望するとき　・・・通年利用から長期休業日のみ利用に変更など
※退会する月の月末までに健康福祉課に退会届が提出されない場合は、翌月分の児童クラブ負担金をご負担いただきます。

3. 入会の決定について

（１）書類選考後、入会の決定等を書面にてお知らせします。
受入可能人数を超えたときは入会できない場合があります。

４．利用上のお願い

【保護者負担金の滞納が続いた場合】

やむを得ない事情以外の事由で滞納が続いた場合は、退会していただく場合があります。支払いが困難になる事情が発生した場合は、速やかに健康福祉課にご相談ください。

【事故やケガをした場合】

児童クラブ活動中に事故やケガをされた場合、児童クラブで加入している保険で対応いたします。

✤状況によっては、早めのお迎えをお願いする場合があります。

✤発生状況によっては、保険対象外となる場合があります。

【特別支援が必要な児童の入会】

集団生活が可能であり現行の児童クラブの施設で対応が可能な場合は入会できます。

支援員は医療行為は行えません。

申請書に身障者手帳等の種類、支援学級入学の予定等を記入してください。

【その他利用に関する注意事項】

① 児童クラブは保護者又は保護者から指定を受けた方のお迎えが原則です。（学校休業日は送りも必要です）延長預かりは行いませんので、お迎えの際は時間厳守でお願いします。

② 通年利用の方が優先となります。長期休業日のみ利用希望の場合は、定員に空きがある場合のみとなります。

③ 児童クラブの退会を希望する場合は児童クラブに伝えるとともに、退会を予定する月末までに「五霞町放課後児童クラブ退会届出書」を健康福祉課に提出してください。

④ 休みの連絡などは、直接児童クラブにご連絡ください。

⑤ 児童クラブから直接塾等に通うことはできません。

⑥ 放課後児童クラブは学校と違い勉強を教える場ではありません。

⑦ 児童クラブのルールが守れない場合や放課後児童クラブの支援員の指導を聞かなかったり、他の児童に迷惑をかけたりして集団生活(保育)に不適当と認められる場合は退会していただくこともありますのでご注意ください。